

○議長（中西峰雄君） 順番11、9番 上田良治君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まずはじめに、商店街の活性化についてということで、内閣府が発表した景気調査によると、定額給付金や高速道路料金の引き下げなど、経済対策効果で商店の来店客が増え、消費が持ち直す動きもあったが、景気がよくなったとの回答は少なく、引き続き本格回復は見込めていない現状であります。

また、経済システムのグローバル化が進み、郊外にある大型ショッピングセンターの圧倒的な集客力により市街地の商店街が弱体化し、空洞化や商店の閉鎖を招き、自動車で郊外へ行けない高齢者が増加することから、今後は住民の発想を取り入れた商店街の活性化をいかに支援するのかといった積極的な応援が必要であるとともに、国や県による支援策を商工会議所や商工会を通じて幅広く知らせていくことが大事なことで感じております。

正念場を迎える町の商店街や、既存商店に対する期待は依然として大きいものもあり、一層の体質変化と業態変化が望まれています。

商店街が衰退する大きな原因の一つには、個々の商店が本当に顧客のニーズにこたえていない点も挙げられますが、今後は景気や大型店、ましてや時代のせいにするところから脱却し、現状を直視し、再生するために力を合わせるにより、近い将来、商店街の時代が来ると確信しております。

そこで、元気で魅力ある商店街づくりのための商店街活性化対策への支援策や国の動向

について、以下お伺いいたします。

一つ目、景気悪化で厳しいのは資金繰りですが、融資の支援制度はありますか。

2、空き店舗を有効活用できる支援策はありますか。

3、あいている公共施設を有効活用できる支援策はありますか。

4、お店の商売と福祉、生活支援等を同時に行うことができる支援策はありますか。

2点目といたしまして、奨学金・奨励金についてお伺いいたします。

経済的な理由で就学困難な学生などに与えられる奨学金は、教育の機会均等を図り、本市の発展を支える有能な人材の育成をめざすことを基本として貸与制による貸し付けを行っておるということですが、ここで橋本市の奨励金なのですが、これは給付制によって現在貸し付けを行っていただいております。給付制による貸し付けを現在行っていないということでございます。

一方で、奨学金を借りても返さない滞納者の増加が深刻な問題となっていることや、親の所得格差が子どもの教育格差につながっている現状を踏まえ、文部科学省は返済義務がない奨学金の支援制度や、幼稚園、認可保育園の無料化などを検討することを決めました。

現行の奨学金制度は、対象者の世帯収入がかなり低く設定されていたり、保証人が必要だったりして、生徒の需要に届いていないという指摘があります。生活に困窮している状況にあって、奨学金を返済できない重みを持ち、申請をためらう家庭も多くあるとお聞きいたします。教育の大切さを踏まえて、教育委員会のお考えを、以下お伺いいたします。

一つ目、奨学金制度の状況をお聞かせくだ

さい。

2、本市独自の制度はどのようなものがありますか。

3、返済義務がない奨学金や、幼保園の無料化についてのお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）上田議員の奨学金について、お答えをいたします。

橋本市では現在、向学心に燃え、学資の支弁が困難である者に対し進学を奨励するため、橋本市高等学校等進学奨励金等交付制度を設け、奨励金を交付しております。

交付対象は、高等学校や高等専門学校等の生徒で、学習意欲を持ちながら経済的な理由で就学が困難な者に対し、全日制課程の生徒は月額1万円、定時制課程の生徒は月額5,000円、入学支度金として3万円を交付しております。対象者は、申請者の世帯における生活保護基準による収入額と需要額の比率を算定し、進学奨励金査定委員会で所得状況や家庭状況を総合的に審議し、決定をしております。

平成20年度は、申請者49名に対し46名が認定されまして、交付額は579万円で行いました。申請手続きは保証人を保護者だけとするなど、できるだけ負担にならないように努めております。

次に、本市独自の制度についてのおただしでございますが、前述の橋本市高等学校等進学奨励金のほか、きのかわ特別支援学校などに就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、橋本市特別支援学校就学奨励費があります。奨励費の額は1人月額2,500円で、20年度は小学生19人、中学生21人に対し117万2,500円が給付されております。

また、本市の区域内にある私立幼稚園に在籍する市内の園児に対し、保護者の教育負担軽減のため、橋本市私立幼稚園就園奨励費特別補助金があります。平成20年度は1人減額2万円で、352人を対象に683万3,300円が給付されております。

以上が本市独自の制度でございます。

次に、返済義務がない奨励金や幼稚園・保育園の無料化についてでございますが、進学奨励金等については既に給付制度をとっておりますので、今後とも制度の充実を図っていきたく考えております。

また、幼児教育の無料化については、平成20年6月27日に閣議決定された経済財政改革の基本方針2008の「未来を切り拓く教育」の中で、幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図ると述べられております。

また、平成20年7月1日に閣議決定された「教育振興基本計画の幼児期における教育の推進」の中で同様のことが述べられております。

これらを受けまして、文部科学省では幼児教育の無償化について総合的に検討するため、平成20年5月に今後の幼児教育の振興方策に関する研究会を立ち上げ、諸外国の取り組み状況や財源制度等について調査検討を行ってきており、平成21年5月18日にその中間報告がなされたところでございます。

そこでは、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に子どもが質の高い幼児教育を享受できることは、その心身のすこやかな成長にとって極めて重要な意義を有していることから、幼児教育に係るコストを社会全体で負担し、幼児教育を無償化にすることにより、すべての幼児

が幼児教育を享受できる機会を実質的に保障することは、我が国の国歌戦略上の喫緊の課題であると示されたところでございます。

教育委員会といたしましても、今後これらの動向を踏まえまして、対応について検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（森本健二君）登壇〕

○健康福祉部長（森本健二君）次に、保育園の無料化についてお答えいたします。

認可保育園の無料化についてのおただしでございますが、現状、保育料の無料化については厚生労働省の保育制度改革議論の中でも取り上げられておりませんので、今後の動向を見守ってまいりたいと思います。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

〔経済部長（山本重男君）登壇〕

○経済部長（山本重男君）続きまして、商店街活性化対策への支援策について、お答えいたします。

橋本市の中小企業者支援対策といたしましては、中小企業信用保証料補助制度として、県の特定の融資制度を利用した方を対象に、信用保証料の2分の1、または10万円のどちらか低い額を補助いたします。

また、橋本市商工業活性化資金融資利子補給補助金制度は、日本政策金融公庫の経営改善資金貸し付けを利用した方を対象に、融資利率1%を返済開始から36カ月以内で補助する制度であります。

中小・小規模企業に対する国の新たな経済対策は4月10日決定されました。その主な内容は、資金繰り支援策として、緊急保証の枠を20兆円から30兆円に拡大され、据え置き期間が1年以内から2年以内に延長され、無担保で8,000万円を超える保証の相談にも対応

できることになりました。相談窓口は、最寄りの金融機関、信用保証協会となっております。

日本政策金融公庫や商工中金等によるセーフティネット貸し付けの拡充等につきましては、従来の貸し付け枠の10兆円から15兆4,000億円まで拡大され、無担保、無保証人、融資の金利が基準利率から0.3%引き下げられ、より使いやすくなりました。

本市の平成20年度のセーフティネットの認定件数は180件となっております。

また、関連企業の倒産により、経営に困難を来しておられる中小企業や、雇用の維持・確保に取り組まれている中小企業の方への貸し付け金利も引き下げられました。

さらに、元本返済猶予など、既往債務の条件変更の対応にも応じられることになっていきます。相談窓口は日本政策金融公庫や商工中金となっております。

小規模事業経営改善資金（マル経融資）の拡充につきましては、運転資金の返済期間が5年から7年に延長され、設備資金の返済期間についても7年から10年に延長されました。

また、融資限度額も1,000万円から1,500万円に増額されております。相談窓口は商工会議所、商工会となっております。

次に、空き店舗を有効活用できる制度については、商店街等が実施する消費刺激の取り組みや、商店街イベントの情報発信事業と、少子高齢化や安全・安心対策をあわせて行う中小商業活力向上事業等が対象となっております。この内容は、空き店舗を活用した託児サービスや、医療機関等と連携した健康サービス事業、地元産品を扱うアンテナショップ、防犯灯の設置など、幅広い事業内容となっております。事業主体は商工会議所、商工会、商店街連合会等となっております。

次に、あいている公共施設の有効活用支援策につきましては、地域商業活性化事業が対

象となると思われませんが、詳細については現在国会において審議中でございますので、法案が可決され次第、関係機関等に周知したいと考えております。

次に、商店と福祉、生活支援等を同時に行うことができる支援策であります。この制度につきましても国会において審議中でございますので、詳細については法案が可決され次第、関係機関等に周知したいと考えております。

以上、商店街活性化対策につきましては、現在国会で審議中の案件もございますので、ご説明できる範囲でご答弁させていただきます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君） 9番 上田君、再質問ありますか。

9番 上田君。

○9番（上田良治君）それぞれご答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、第1点目の商店街の活性化についてから再質問をしていきたいと思っております。

まず、部長からいろいろと大変細かくご答弁いただきまして、大変よくわかりました。この景気の悪化で商店街に対する資金繰りを、今説明をいただいた中でもいろいろと大額に拡大されて、その資金を調達、資金繰りができるような方向であるということで、またそれについては今後とも活用していきながら、幅広く伝えていただきたいと思うところがあります。

2番目の、空き店舗の有効活用ということでの支援策、これについても従来からあるように、イベントを発信していく場合とか、健康的なものをやっていくとか、アンテナショップ、あるいはAEDを設置したり、そんないろいろな空き店舗を活用していく施策も、従来からこれはあるということで、これにつ

いても今後とも幅広く商工会や商工会議所を通じながら知らしめていただきたいと思います。かように思っております。

それで、3番、4番については、部長からご答弁いただいた中で、この法案が今の地域商店街活性化法案というのが今議会で、国会のほうで提出されて、与野党一致で可決される、本来なら6月3日にこれ会期の日程があったんですが、55日の延長ということで、7月の末ぐらいになると思うんですが、これについては法案が通り次第、上からおりてきたら、また私らのほうにおろしていただくという、そういったご説明であったんですが、これについては商店街の活性化の支援策ということで、総額100億円ぐらいの支援策を今度見させていただいておるということで、何も100億円を地域の全国の商店街に1,000万円ずつ配るという話と違って、やっぱりその100億円を、中身があって100億円という金額をつけて法案を通していこうということでご協議されているんで、その中身については、やはり国のほうにしっかりと内容を調べていただいて、はっきりと今度、公共施設を有効活用できる支援策とか、また地域福祉に取り組むとか、地場産の野菜を売っていくとか、そういったことが今度、公共施設を利用しながら地域のあいておる公共施設、あるいは中学校、小学校、そういった施設も今度は利用できるという法案でございますので、そういったことをやはりきっちり調べていただいて、早く教えていただきたい。これについては従来からあるんですが、やはり上からおりてきたら、もう大概その期限が迫っておって、予算もきっちり100億円の中で決められておる予算の中で、これは取り合いになるんで、その辺についてはやはりきっちり調べていただいて、早くこの情報をおろしていただきたいと思うんです。いつもおりてきて、それで商工会、

商工会議所からまたこの商店街においてくるときには、かなりもう期日が迫られておって、それでこっちで会議を持っていろいろと検討するんやけれども、それにもう間に合わないということが多々今まであるんで、こういった経済危機対策、商店街の活性化に向けたこういう法案が、ちゃんと今の国会で審議されるんですから、その中身についてははっきりと知らしめて、きっちり調べていただいて情報発信していただきたいということ、この辺のことについて部長、どういうふうに思われておりますか。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）ただ今のご質問でございますが、全くそのとおりでございます。

空き店舗活用の支援事業につきましては、今現在、2次募集が終わりまして、次に3次募集に入っていくと予想しております。その3次募集については、まだ未定でございますが、これが募集されましたら、いち早く関係機関に周知してまいりたいと、そのように思っております。

それから、公共施設の利用、それから商店と福祉、それから生活支援の関係につきましても、現在国会で審議中でございますが、今国会で通過するだろうというふうに予想されます。ということで、うちのほうに、商工のほうに、経済部のほうに通知が来た時点で遅れないように周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。

そういったところで、今後についてもこういった事業支援、そういったものをいち早く知らしめていただきたいと思っております。

そしてまた、おりてきても、なかなか商店街で取り組めないというようなところもございまして、そういった中も今後についてはや

はりこの事業を活用して、そして始めなければやっぱり何も生まれてこない、ほんで変わらないということで、今後とも後押しをどんどん、どんどんしていただきたいと思いますなど、こういうことでよろしくお願い申ししておきます。

それと、この国の地域商店街活性化法案の動きなんですけど、これ、経済産業省というところで地域のコミュニティの担い手である商店街の再生に向けて、この地域商店街活性化法案というのは商店街の活性化のための、やっぱり地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律を、今国会のほうで審議されるということで、そういうことについては、これ総額やっぱり100億円を超える商店街の対策が図られるようになるということで、今後についてはこれらの事業を商店街のほうで一生懸命に取り組んで、この事業を活用して、再び商店街をやはり蘇らせるというか、そういった取り組みをするところについては、この法案を柱として、市のほうもやはり今後については可能な限りのご支援をよろしくお願いしたいということなんですけど、これについて市長の熱意をお聞きしたいんです。

ほんで、我々といたしましても、本当に切羽詰まった状況でございますので、今回のこの法案を活用しながら、再び商店街を蘇りたいなど、かように思っていますので、どうか暖かいご支援を賜りたい、そういったところで、最後に市長の熱意をお聞かせいただきまして、この件につきましては終わらせていただきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）上田議員の再質問にお答えを申し上げたいと思っておりますが、本当に厳しい経済環境、淡々としておるのが事実であります。これはもう橋本市の商店連合会だけ

じゃございませんで、全国津々浦々まで同音であろうと思うわけでありますが、そこらあたりでそれぞれ発想の転換というんですか、私も絶えず耳を立てておるわけでございますし、商業の新聞もとらせていただいておりますが、なかなか皆アイデアというんですか、ちょっとしたことでの。やはり同士が一つになってもらわないかんという、強い組織をまずつくらないかんということ。そして、ノウハウをあるだけのものをやっぱり出していただくということ。お金もやっぱり出していただいて、基金というものをぱんと積んで、それを取り崩しながら補助事業の適用、適格性というものも選んで、そして取り組んでいくというんですか、そのあたりもやっぱり個人プレーだけではなかなか今は太刀打ちできませんし、やはり場合によったら、連動して隅田の商店街のをやっぱりいこうとすれば、やはり職種も一部も変更して、そうして調和のとれたような、やっぱり誘客可能な方向先というのか、それらも十分検討して、商業で勝ち抜いていこうと思えば、それだけのやっぱりばらばらの話し合いではだめやと思うんです。やはり、年中のうちでも半分以上は寄ってね、夜間、そうしてディスカッションをしていくなり、相当やっぱり汗をかいていくべきこと。その中から結論に達しましたら、市でお手伝いできる部分は、それはまたできる精いっぱい考えてみる必要があると思うわけでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中西峰雄君） 9番 上田君。

○9番（上田良治君） ありがとうございます。

それで、2番目の奨学金・奨励金についてお伺いたします。

教育長からいろいろと細かいご説明をいただきまして、ありがとうございました。

奨学金制度については、国や自治体が行うものと、そして民間の財団、これが行うものがあるということで、本市については貸与制じゃなくして給付制ということで、高等学校ですか、進学奨励金として行っただいとおるということで、これ保証人も要らないということで実施していただいているということだと思っておりますが、これについては他の自治体がなかなか理解しながら取り組めないという、そういった制度を、これ約今から三十数年前から実施されているということで、大変誇りに思っている次第でございます。

この奨励金というのと、本市は奨励金ですよ。ほんで、他市を見ても奨学金というのがよく使われているんですが、ここでこの奨励金と奨学金についての違いというのが、私あんまりわからないんで、ちょっとお尋ねしたいんですが、橋本市は先ほどからご説明があったんですが、高校への、また専門学校ですか、進学奨励金、これを給付制で実施されておるんですが、これは途中、橋本市も過去は奨学金を給付されておったと。これは貸与制で給付されておって、そして後、貸与制から給付制に変更されて支援していた経緯があるということなんですが、この奨励金については、現在は給付制で継続をされておるということなんですが、この奨励金についてちょっと調べてみますと、特定の事業を保護するために国や団体が交付する金銭、補助金、助成金、給付金ということにうたってあるんやけど、この奨励金というのは進学に、ほんで片一方の奨学金ですね、奨学金について調べますと、進学に必要な能力、進学したいという気持ちを持つ子どもたちが、家庭の事情や経済的理由によって進学をあきらめずに自分の能力や適正などに合った進路を自由に選べるよう、経済的、精神的に支援していく制度となっているということなんです。

だから、この奨励金というのを奨学金に改めて実施していただくというのかな、そういうほうがふさわしいんじゃないかなと思うんで、このことについては教育長、どないお考えでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（森本國昭君）この高等学校進学奨励金といいますのは、以前から奨励金ということで給付になっております。大変すばらしい制度でございまして、わざわざ奨学金というんじゃないしに給付して、向学心に燃える子どもたちを援助していくというのは大変大事なことじゃないかなと、そういうふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）いや、あのね、これ奨励金として今、橋本市は給付制で補助していただいているんやけれども、奨学金でしたほうがふさわしいんじゃないかなと思うんで、奨学金に改めることはできないのかなって思うんやけど、これ違いがわからへんのですよ。その辺。

○議長（中西峰雄君）答弁できますか。

9番 上田君、奨学金と奨励金の違いについての答弁をすればいいんですか、そうですね。

○9番（上田良治君）それがわからへんので。

○議長（中西峰雄君）奨学金と奨励金の違いについて説明いただき、そして上田君の質問であります、奨励金を奨学金にするほうがふさわしいんじゃないかという再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（森本國昭君）定かではないんですけども、奨学金というのはやはり貸与になるんじゃないかと、そういうふうに思います。奨励金となりますと給付ということで、先ほど言わせていただきましたように、給付して

向学心に燃えた子どもたちに頑張っていただと、そういうことで、奨励金のほうがいいんじゃないかという感じをしております。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）理解しました。

そうやけど、奨学金でもこれ貸与制と給付制と二つあるんです。奨学金も給付制で支援しておるところと貸与制でやっておるところがあるということ。

ほんで、この奨励金というのはだいたい企業誘致する場合とか、ほんで病院に看護婦、そういう専門学校へ行って、それで何年間勤めてくださいよって、ほんで、我々の理容・美容室も専門学校へ行ってもうて、ほんで何年間は勤めてください、ほんで奨励金を渡しますよと。大学生かって、2回生までも少なくとも行ってくださいよと。奨励金はそういったことと僕は理解していました。だから、返さんでもいい、返さんならんというのは、これは奨学金であったって給付制と貸与制がありますから、その辺、一回また検討してください。私もわからんのでお伺いしたいんやけど、聞いてもわからんので、また一回その辺はよろしく願います。

それと、この奨学金を借りても返さない滞納者の増加が今増えておるんですが、これについてはさっきも言うたんやけど、この奨学金を過去には本市も実施しておったと、高校生の進学に対して。それについては、これは給付制と違って貸与制によって給付しておったんで、それ何ぼか滞納が、返ってきていない奨学金があると思うんやけども、これについては教育長、無利子でこれはお貸しした経緯があるんやけれども、この奨学金、返ってきていないのがあるんで、これについては今後返還とか、どないなっておるのかな、その辺わかっただらちよっとお伺いしたい。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）奨学金制度の貸し付けの関係なのですが、以前に、これはもう平成13年度で貸与を終了しております橋本市地域改善対策進学奨学金というのがあるんですが、現在は、もう今言いましたように終了しております。返還業務のみが残っております。そういった部分での、返還における督促の状況でございますが、電話やら、実際に催告書を出したり、そういった部分で、市全体のそういった部分の滞納してある部分についての督促を現状では行っているところでございます。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）現在でも滞納者がおられるということなのですが、これの貸与総額というのはわかりますか。

それと、現在までの回収率というか、返済額というのがわかたらお伺いしたい。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）わかっている状況だけ申し上げます。

貸与総額につきましては、高校・大学を含めまして2億3,466万7,000円、それで現状で返還された総額が2億284万9,795円です。

それで、現状の滞納の関係の、平成20年度決算で残っておる滞納の金額でございますが、手元の資料では642万7,017円という状況でございます。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）現在でも642万7,000円余りの滞納があるということで、滞納額ですね、それについては、やはり今後ともこの奨学金の貸与を受けられた方、返済されていない方がおられるということで、やはりこの奨学金の意義、重要性というものをしっかりと認識していただいた上で、やはり今後については返済を滞りなく考慮するようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願

ておきます。これはもう要望で結構です。

それと、最後の3番になるんですが、国のこれ、今文部科学省ですか、これは返済義務がない奨学金、また幼稚園・保育園の無料化を今検討しておるということで、子どもの教育というのはかなりの負担が親に強いられる。そういうことで、大学に進学ですか、大きな子どもの教育費というのは、子どもが大学に進学することで生じるだけのものではないということなんです。文部科学省が公表している子どもの就学費調査によると、学校教育費、これと給食費ですね、それと学習費の費用など、年間を通しますとやっぱり学習総額というのは小学校でだいたい29万円かかる。ほんで中学校で45万円、ほんで高校に入りますと105万円かかるということで、教育の負担が家計に重くのしかかるということで、親の所得の格差が子どもの教育の格差を招いているんじゃないかと言われておるんですが、そこで、経済的に苦しくても勉強を続けられる環境づくり、また授業料を滞納して中退に至ってしまうということがないように、やはり文部科学省の研究が続けられて、返済不用の奨学金をこの7月ですか、その立ち上げが5月18日に中間報告をされたんですが、7月までに提言をまとめるということでございますので、教育委員会としても今後については十分研究をしていただきたいと思います。

そこで、この国の支援がされることになりまして、やはり市の負担の軽減額、それと親の負担の軽減額、これがかなり負担されるということで、これは報告案を言いますと、3歳以降の幼稚園、だからゼロ歳から3歳までの幼稚園児ですね、それから認可保育所、これがゼロ歳から3歳、この両方の機能をあわせもつ認定こども園の幼稚園部分、これはゼロから3歳の部分です、無料になるのは。ほんで、認可保育所に通うゼロ歳から2歳、ほ



んで、この橋本市については3歳以降の幼稚園については、ゼロ歳から3歳で、これはあらへん、3歳だけやな。3歳だけでして、ほんで認可保育所、これゼロ歳から3歳、それから認定こども園、これ幼稚園部分はやっていないということでゼロ歳から3歳やな。だから、だいたい年間これを無料化にしますと7,900億円要するという試算を出しておるんやけども、国のほうは。これは今後の消費税の増税分でまかなうとおっしゃっておるんやけど、このことについて教育長、ちょっとお伺いしたいんですが、橋本市の教育長として、このことについては消費税の増税をしてでも必要な公的な措置であるのかどうか、その辺、どない思われる。これ、親の負担が強いられるんだけど、このことについては消費税を増税して増税分でまかないたいと、こうおっしゃっておるんですが、教育長はこのことについて、それ、答えられへんのかな。これは一回教育長としての、橋本市の教育長としてのご意見を私が賜りたいと思ひまして、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）教育長、答えられますか。

今の質問は、ちょっと不適切な質問かと思いますが。無理やと思います。

9番 上田君。

○9番（上田良治君）国のほうではこの7,900億円が必要と試算しておるんで、その分については消費税の増税分でまかないたいと、こうおっしゃっておるんですが、教育長としては答えにくいということであるんですが、消費税の増税は別としてでも、こういうことが国のほうの施策として今回持ち上がってきておるんで、このことについて橋本市の教育長として、市の要る負担も軽減されるし、親の負担も軽減されるということで、このことについては教育長としてどのようなお考えをお

持ちでございますか。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（森本國昭君）この対象は3歳から5歳の園児であると思います。私立であろうが認定こども園であろうが、3歳から5歳が対象やということで思っております。まずそれ1点。このことについては大変大事なことでございますので、国の動向を踏まえながら市長部局と協議して考えていきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。

3歳から5歳、私、勘違いしていました。ゼロ歳から3歳やと思って。それはもう余計にありがたいことございまして、教育長も今後についてはこの公的措置を十分研究、その結果を、方向性を待って、十分研究をしていただきたいなと思うことをお伝え申し上げまして、私の一般質問は終わります。

○議長（中西峰雄君）これをもって、9番 上田君の一般質問は終わりました。

この際、2時25分まで休憩いたします。

（午後2時13分 休憩）